

# 雇用維持と廃業が懸念される 中小企業向け実質増税に反対する請願署名

## 請願項目

法人税減税の財源確保のために中小企業に負担増を求める税制改正を行わないこと

## 請願趣旨

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なうおそれがあり、このような増税は景気回復の芽をつみかねません。

中小企業憲章の基本原則「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるように支援する」の精神に反することであり、こうした改正が中小企業に与える影響を配慮されることなく実施されることがあってはなりません。

資本金 1 億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。これによる中小企業の負担は大きく地域での雇用維持は難しくなります。

中小企業の法人所得 800 万円までの部分に適用されている軽減税率 15%を取りやめ、大企業と同じ 25.5%に引き上げることは、負担能力に応じた税率の否定につながります。

過去の赤字を翌年度以降の繰越損金にできたが、これに一定の制限を設けることは、中小企業経営の安定化が図れず、地域経済に打撃を与えることとなります。

減価償却制度を見直し、償却の方法が定率法を禁止し、定額法のみにしようとしています。減価償却の前倒しができなくなり、機動的な設備投資型の中小企業にとっては打撃です。成長戦略とは矛盾する政策であります。

したがって、政府与党が中小企業憲章の精神を遵守することを求めて、私たちは次の件を要望します。

## 請願事項

一、法人事業税の外形標準課税適用拡大を行わないこと

一、中小企業の法人所得 800 万円までの部分に適用されている軽減税率 15%を継続すること

一、欠損金の繰り越し控除に関して一定の制限を設けないこと

一、減価償却制度の定率償却方式を廃止しないこと

以上の主旨、そして地域経済を支えている中小企業の役割をご理解いただき、署名へのご協力をお願い致します。

衆議院議長殿

参議院議長殿

## 雇用維持と廃業が懸念される 中小企業向け実質増税に反対する請願署名用紙

氏名	住所

### 【留意事項】

※署名記入に際しましては、「〃」「同上」はご遠慮下さい。また都道府県名からご記入下さい。

※日本国籍を持つ方及び日本国内に在住の外国人の方等、どなたでも署名することができます。

※署名用紙が足りない場合は、原本をコピーしてご利用下さい。

※集まりました署名の個人情報、本署名の目的以外には使用しません。

※署名いただいた本用紙は、大変お手数ですが、原本を下記の取り扱い団体までお送り下さい。(FAX やメールは不可です)

※外形標準課税は、2015 年度見送りととの報道もありますが、楽観は出来ません。完全見送りまで取り組みます。第4次集約は2014年12月31日、第5次集約は2015年5月31日になります。

### 【取り扱い団体】

## 神奈川県中小企業家同友会

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 3F

TEL045-222-3671 FAX045-222-3672